

# 財政健全化審査意見書

## 1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、審査に付された令和4年度一般会計・特別会計の健全化判断比率について審査を実施した。

この審査に当たっては、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか、客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか等について意を用いて審査を実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、令和4年度における一般会計・特別会計において算定された健全化判断比率は適正に計算されているものと認定する。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.50
② 連結実質赤字比率	—	18.50
③ 実質公債費比率	12.6	25.0
④ 将来負担比率	83.6	350.0